

国内募集型企画旅行取引条件説明書面

この書面は、旅行契約が成立した場合は、旅行業法第12条の5により交付する契約書面の一部になります。
(旅行業法第12条の4による旅行取引条件説明書面) (旅行業法第12条の5による契約書面)

1. 募集型企画旅行契約

- (1)この旅行は、熊本海陸運送(株)わかさ旅行センター(鹿児島県西之表市采町1 鹿児島県知事登録旅行業第2-222号、以下「当社」といいます。)が企画する旅行であり、この旅行に参加されるお客さまは当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。
- (2)当社はお客さまが当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。))の提供を受けることができるように手配し、旅程を管理することを引き受け、当社は、自ら旅行サービスの提供をするものではありません。
- (3)契約の内容・条件は、コースごとに記載されている条件のほか、本旅行条件書面、別途出発前にお渡しする確定書面および当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によりします。

2. お申し込み

- (1)当社または当社の代理店、あるいは受託営業所(以下「当社」といいます。))にご来店いただきお申し込みの場合、所定のお申込書の事項を記入し、お申込金を添えてご提出いただけます。お申込金は、「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全部として取扱います。
- (2)当社らは電話、郵便、ファクシミリ等の通信手段(以下「電話等」といいます。))にてお申し込みの場合、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して3日以内にお申込書の提出とお申込金のお支払いをしていただきます。
- (3)当社らの指定する金融機関の口座へのお申込金の振込があった場合には、当社の領収証は金融機関の発行する振込金受領書をもって代えさせていただきます。
- (4)a.ご高齢の方、b.身体に障害をお持ちの方、c.健康を害している方、d.妊娠中の方、e.補助犬使用者の方その他特別な配慮が必要な方は、その旨お申し出ください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。なお、お客さまのお申し出に基づき、当社がお客さまのために講じた特別な措置に要する費用はお客さまの負担とします。
- (5)お申し込み時20歳未満の方は、親権者の同意書が必要となります。満15歳未満のお客さまは、特に定めのない限り保護者の方の同行を条件とさせていただきます。

3. 契約締結の拒否

当社は、次に掲げる場合において、募集型企画旅行契約の締結に応じないことがあります(解除することがあります)。

- (1)お客さまが他の旅行者に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。
- (2)お客さまが暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業または総会屋その他の反社会的勢力であると認められるとき。
- (3)お客さまが当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為またはこれらに準ずる行為を行ったとき。
- (4)お客さまが虚偽を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為またはこれらに準ずる行為を行ったとき。
- (5)その他当社の業務上の都合があるとき。

4. 契約の成立時期

- (1)旅行契約は郵便またはファクシミリでお申し込みの場合は、お申込書の提出とお申込金のお支払後、当社らがお客さまとの旅行契約の承諾をしたとき、また、電話によるお申し込みの場合は、本項(2)によりお申込書とお申込金を当社らが受領したときに成立いたします。
- (2)お申込金(お一人さま)

旅行代金	申込金(お一人さま)
旅行代金が1万円未満	2,000円以上旅行代金まで
旅行代金が3万円未満	6,000円以上旅行代金まで
旅行代金が6万円未満	12,000円以上旅行代金まで
旅行代金が10万円未満	20,000円以上旅行代金まで
旅行代金が15万円未満	30,000円以上旅行代金まで
旅行代金が15万円以上	旅行代金の20%

※ただし、特定期間、特定コースにつきましては、パンフレット・ホームページまたは別途お渡しする書面に表示します。

5. ウェイティングの取扱いについての特約

- 当社は、お申し込みいただいた旅行が、その時点で満席その他の理由で旅行契約を締結できない場合であって、お客さまが特に希望する場合は、以下により、お客さまと特約を結んで、当社がお客さまと旅行契約を締結することができる状態になった時点で旅行契約を成立させる取扱い(以下「ウェイティングの取扱い」といいます。))をすることがあります。
- (1)お客さまがウェイティングの取扱いを希望する場合は、当社は、お客さまが当社からの回答をお待ちいただける期間(以下「ウェイティング期間」といいます。))を確認のうえ、申込書とお申込金相当額をご提出いただけます。この時点では旅行契約は成立しており、また、当社は、将来、将来に旅行契約が成立することを約束するものではありません。
 - (2)当社は、前(1)の申込金相当額を「預り金」として保管し、お客さまと旅行契約の締結が可能となった時点でお客さまに旅行契約の締結を承諾した旨を通知するとともに預り金を申込金に充当します。
 - (3)旅行契約は当社が前(2)により、旅行契約の締結を承諾した旨の通知を当社がお客さまに発した時(ただし、この通知が電子承諾通知の方法によって行われたときはお客さまに到達した時)に成立するものとします。
 - (4)当社は、ウェイティング期間中に旅行契約の締結が承諾できなかった場合は、預り金の全額をお客さまに払い戻します。
 - (5)当社は、ウェイティング期間内で当社が旅行契約の締結を承諾する旨を回答する前にお客さまからウェイティングの取扱いを解除する旨の申出があった場合は預り金をお客さまに払い戻します。この場合、お客さまからのウェイティングの取扱いを解除する旨の申出が取消料対象期間にあつたときでも当社は取消料をいたしません。

6. 確定書面

- (1)当社らは、旅行契約成立後速やかにお客さまに、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。契約書面は募集広告、パンフレット又はホームページ、本取引条件説明書面等により構成されます。
- (2)本項(1)の契約書面を補完する書面として、当社らはお客さまに、集合時刻・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終日程表を遅くとも旅行開始日の前日までににお渡します。(原則として旅行開始日の2週間前～7日前にはお渡しするよう努力しますが、年末年始やゴールデンウィーク等の特定時期出発のコースの一部では旅行開始日の間際にお渡することがあります。この場合でも旅行開始日の前日までににお渡します。))ただし、お申し込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目を以降の場合、旅行開始日当日にお渡することがあります。
- (3)確定書面を交付した場合には、当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該確定書面に記載するところに特定されます。

7. 旅行代金とその支払い時期

- (1)子供代金は旅行開始時に満2歳以上12歳未満のお子さまに適用します。
- (2)1人部屋追加代金は大人、子供一律、1名さまの代金です。
- (3)お客さまは、旅行代金からお申込金を差し引いた残金を14項目の取消料に記載の該当する取消料収受期間の前日まで、または当社が定める日までにお支払いください。

8. 追加代金

追加代金は、①航空会社の選択、②航空便の選択、③航空機の等級の選択、④宿泊ホテル指定の選択、⑤1人部屋追加代金、⑥延泊による宿泊代金、⑦平日・休日日の選択⑧出発・帰着曜日の選択等により追加する代金の他、募集広告内で「〇〇追加代金」と表示したものをいいます。

9. 基準旅行代金

申込金、取消料、変更補償金の計算の基準となる旅行代金は、追加旅行代金を含めた代金をいいます。

10. 旅行日程に含まれるもの

旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(注釈のないがきり普通席)(この運賃・料金には、運送機関の課す付加運賃・料金(原価水準の異常な変動に対応するため、一定の期間および一定の条件下に限りあらゆる旅行者に一律に課されるもの)に限ります。以下同様とします。))を含みません。)、宿泊費、食費、消費税等の諸税および特に明示したその他の費用等(宿泊税の対象となる場合の宿泊税を含む)、添乗員同行コースの同行費用。上記費用はお客さまのご都合により、一部利用されなくても払い戻しはいたしません。

11. 旅行代金に含まれないもの

旅行日程に含まれない交通費等の諸費用、旅行中の個人的性質の諸費用(お客さまご自身の電話料その他通信料、ホテルでの小物代、追加飲食料、運送機関の定める有料手荷物料、心付等)、運送機関の課す付加運賃・料金、オプションプラン(別途料金)の代金等、ご自宅から集合・解散地点までの交通費・宿泊費、空港施設使用料等。
(ただし、空港施設使用料等を含んでいることを明示したコースを除きます。))

燃油サーチャージ	区 間	付加運賃・料金金額
	—	円
空港使用料	—	円
	該当空港	使用料
	空港	円

※上記表に記載が無い場合は、パンフレット・ホームページ又は別途お渡しする書面でご確認ください。

12. 添乗員

- (1)添乗員同行と記載されたコースを除き、添乗員は同行しません。
添乗員の同行が無い場合には、お客さまが旅行に必要なクーポン類をお渡ししますので、旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客さま自身で行っていただきます。著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に超えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。増額の場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお知らせします。
- (2)添乗員同行と記載されたコースには添乗員が同行し、原則として契約書面に定められた行程を安全かつ円滑に実施するために必要な業務を行います。

13. 旅行契約内容・代金の変更

- (1)当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない変更サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に超えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。増額の場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお知らせします。
- (2)奇数人数で申し込みの場合に1人部屋を利用するお客さまから1人部屋追加代金を申し受けた旅行にあって、複数で申し込みしたお客さまの一方が契約を解除したために他のお客さまが1人部屋となったときは、契約を解除したお客さまから取消料を申し受けるほか、1人部屋を利用するお客さまから1人部屋追加代金を申し受けます。

14. 取消料

契約成立後、お客さまの都合により契約を解除される場合、または旅行代金が所定の期日までにお支払いがなく当社が契約を解除した場合、旅行代金に対してお一人さまにつき次の料率で取消料または同額の違約料をいただきます。なお、複数人数のご参加で、一部のお客さまが契約を解除される場合は、契約を解除されたお客さまから下記の取消料をいただくほか、ご参加のお客さまから運送・宿泊機関等の(1台・1室あたりの)ご利用人数の変更に対する差額代金を申し受ける場合があります。

<取消料>

区 分	取消料(お一人さま)
(1)次項以外の募集型企画旅行契約	
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	①21日前までに解除の場合 無 料 ②20日目(日帰り旅行にあっては10日目)にあたる日以降に解除する場合(③～⑥に掲げる場合を除く) 旅行代金の20% ③7日目にあたる日以降に解除する場合(④～⑥に掲げる場合を除く) 旅行代金の30%
④旅行開始日の前日に解除する場合	旅行代金の40%
⑤旅行開始日当日に解除する場合(⑥に掲げる場合を除く)	旅行代金の50%
⑥旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%
⑦貸切船舶を利用する募集型企画旅行契約	当該船舶に係る取消料の規定によります

備考 (1)上記表の(2)については、パンフレット・ホームページ、または別途お渡しする書面に明示します。

(2)本表の適用に当たって「旅行開始後」とは、別紙特別補償規程第2条第3項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。

※出発日・コース等の変更、また、当社の責任とされない理由等によるお取消しの場合も上記取消料の対象となります。

※取消料の対象となる旅行代金とは表記の旅行代金に「B. 追加代金」を加えた合計額です。

※オプションプランおよび宿泊等各種追加料金も上記料率による取消料が利用日を基準として別途適用されます。

ただし旅行開始後の取消料は100%となります。

15. 取消料のからまない場合(お客さまによる旅行契約の解除)

下記の場合は取消料をいたしません。(一部例外)

- ①旅行契約内容に以下に例示するような重要な変更が行われたとき。
 - a.旅行開始日または終了日の変更
 - b.入場する観光地、観光施設、その他の旅行の目的地的変更
 - c.運送機関の種類または会社名の変更
 - d.運送機関の「設備および等級」のより低いものへの変更
 - e.本邦内の旅行開始地たる空港または旅行終了地たる空港の異なる便への変更
 - f.宿泊機関の種類または名称の変更
 - g.宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更
- ②旅行代金が増額された場合。
- ③当社が確定書面を6項(2)に示す日までに交付しない場合。
- ④当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能となったとき。

16. 当社による旅行契約の解除

次の場合当社は旅行契約を解除することがあります。(一部例外)

- 旅行代金を期日までに支払いただけないとき。
- 申込条件の不適合。
- 病気、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能となったとき。
- 3項(2)～(5)に該当した場合

17. 当社の責任と免責

当社は当社または手配代行者がお客さまに損害を与えたときは損害を賠償いたします。お荷物に関する賠償限度額は1人15万円(ただし、当社に故意または重大な過失がある場合はこの限りではありません。))また次のような場合は原則として責任を負いません。お客さまが天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社または手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったとき。

18. 特別補償

当社はお客さまが本旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、死亡補償金として1,500万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により1万円～5万円、携行品にかかる損害補償金(15万円を限度。ただし、一個または一対についての補償限度は10万円)を支払います。ただし、旅行日程において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われないうかが明示された日については、当該日にお客さまが被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、「本旅行参加中」とはいたしません。

19. 旅費保証

旅行日程に下表に掲げる変更が行われた場合は、旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に下表に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは、表記の旅行代金に「8. 追加代金」を加えた合計額です。

なお、当社はお客様の同意を得て金銭による変更補償金の支払いに替え、これと相応の物品サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日または旅行終了日の変更	1. 5%	3. 0%
2. 契約書面に記載した入場する観光地または観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1. 0%	2. 0%
3. 契約書面に記載した運送機関の等級または設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級および設備のより低い料金の合計額が契約書面に記載した等級および設備のそれを下回った場合に限りです。)	1. 0%	2. 0%
4. 契約書面に記載した運送機関の種類または会社名の変更	1. 0%	2. 0%
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港または旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1. 0%	2. 0%
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便または経由便への変更	1. 0%	2. 0%
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類または名称の変更(当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。)	1. 0%	2. 0%
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1. 0%	2. 0%
9. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアータイトル中に記載があった事項の変更	2. 5%	5. 0%

- 注1 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。
- 注2 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。
- 注3 第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。
- 注4 第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。
- 注5 第7号の宿泊機関の等級は、旅行契約締結の時点で契約書面に記載しているリスト又は当社の営業所若しくは当社のウェブページで閲覧に供しているリストによりします。
- 注6 第4号又は第7号若しくは第8号に掲げる変更が1乗車船等又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船等又は1泊につき1件として取り扱います。
- 注7 第9号に掲げる変更については、第1号から第8号までの率を適用せず、第9号によりします。

20. お客様の責任

お客様の故意または過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。お客様は当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他募集型企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスにおいて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者または旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

21. お客様の交替

- (1)お客様は当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただし、この場合、当社所定のお申込書記入の上、交替に要する所定の金額の手数料とともに提出いただけます。
- (2)前項の契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があったときに効力を生じます。以降旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利および義務を継承することとなります。なお当社は交替をお断りすることがあります。

22. お買い物案内について

お客様の便宜をはかるため、観光中・送迎中にお土産店にご案内することがあります。当社では、お店の選定には、万全を期しておりますが、購入の際には、お客様ご自身の責任でご購入ください。当社では商品の交換や返品等のお手厚いいたしかねますのでトラブルが生じないように商品の確認およびレシートを受け取りなどを必ず行ってください。

23. 事故等のお申出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、ただちに確定書面でお知らせする連絡先にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)

24. 個人情報の取扱いについて

当社および「お問い合わせ・お申し込み」欄記載の当社の旅行者代理業者または受託旅行者(以下「販売店」といいます。))は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、下記の内容にて利用させていただきます。なお、お申込みの項目は、旅行手配業務をおこなうために必須となる項目ですので、該当内容をすべてご記入いただけますよう、お願いいたします。

- (1)事業者の名称： 熊本海陸運送株式会社わかさ旅行センター
個人情報管理統括責任者： 日高 政信
TEL 099-224-7195 FAX 099-223-6899

(2)個人情報の利用目的

- お客様との旅行契約手続き
- お客様との間の当該旅行に関する連絡
- お申込みいただいた旅行の手配(運送・宿泊)等に必要な範囲内で、お客様のお名前、ご住所、ご連絡先を運送、宿泊機関に対し電子的な方法で提供するため
- 旅行参加後のご意見やご感想の提供やアンケートのお願い
- 特典サービスがある場合の提供
- 当社および当社グループ会社および提携会社の旅行商品やサービス、キャンペーンのご案内(当社グループ会社および提携会社への個人情報の提供を含みます)
- 統計資料の作成
- 旅行先でのお客様のお買い物等の便宜のため、お客様の個人データ(氏名、住所、パスポート番号および搭乗される航空便名、列車名等)の、土産物店等への提供を電子的な方法でおこないます。
なお、提供をご希望されない場合は、6. については「ご案内」の送付を希望しないとき、8. については旅行出発前までに「お問合せ・お申込み」欄記載の販売店または当社宛にお申し出ください。

(3)個人情報の委託について

お客様の個人情報を外部に委託する場合は、当社委託先選定基準を満たし、当社と個人情報保護に関する契約を取り交わした委託先業者に限定いたします。

(4)開示等の請求および問合せ窓口

お客様の個人情報の利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者提供の停止についてのお問合せは、旅行申込先店舗または本社個人情報相談窓口までお問合せください。

熊本海陸運送(株)わかさ旅行センター 個人情報相談窓口(お客様相談窓口も兼ねます。)
担当： 個人情報管理統括責任者 日高 政信
電話099-224-7195 FAX 099-223-3700
営業時間： 平日09:00-12:00/13:00-17:00

(5)その他

25. ご注意

- (1)お客様の都合による便変更、延泊等の旅程変更および未使用分の払い戻しはできません。当社の責に帰すべき事由によらず航空便にお乗り遅れの場合は別途、航空券のご購入が必要となり、航空券引換証の払い戻しもできません。(2)天候等不可抗力により航空機・バス等運送機関のサービスが中止または遅延となり、行程の変更や日程の変更が生じた場合の宿泊費・交通費・航空券代等はお客様のご負担となります。
◎当社はいかなる場合でも旅行の再実施はいたしません。

26. 募集型企画旅行契約約款について

この条件に定めのない事項は当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によりします。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。

27. 旅行条件の基準

本旅行条件は、2016年02月01日を基準として作成しております。

～～国内旅行保険加入のおすすめ～～

お客様が国内旅行行程中に、急激かつ偶然な外来の事故でけがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への賠償金請求や賠償金回収が困難な場合があります。これらの移送費、また死亡・後遺障害等を補償する国内旅行保険にお客様ご自身でご加入されることをお勧めします。国内旅行保険については、当社あるいは販売店の係員にお問い合わせください。

旅館・ホテル等において、お客様が酒類・料理・その他のサービスを追加された場合は、原則として消費税等が別途課せられます。

お問い合わせ・お申込みは

旅行企画・実施

ひろがるおつきあい 市丸グループ
(一社) 全国旅行業協会正会員
鹿児島県知事登録旅行業第2-222号

熊本海陸運送(株)わかさ旅行センター

TEL 099-224-7195

〒892-0814 鹿児島市本港新町6番地(南埠頭旅客ターミナル内)

国内旅行業務取扱管理者 日高 政信

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う店舗での取引の責任者です。このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がございましたら遠慮なく旅行業務取扱管理者にご質問ください。